

期日指定定期預金  
＜自動継続型以外＞

1. ＜預金契約の成立＞

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. ＜預金の支払時期＞

(1) 期日指定定期預金（以下「この預金」という）は、証書または通帳（以下「証書（通帳）」という）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をして下さい。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定して下さい。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. ＜利 息＞

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満 証書（通帳）記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 証書（通帳）記載の「2年以上」の利率  
(以下「2年以上の利率」という)

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6ヶ月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×90%

※ 上記①～⑥で算出された解約利率≦普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

令和3年6月1日